

<史料紹介> テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (20)

テオドシウス法典研究会, 代表 後藤篤子 / A, Study Group for CTh

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

77

(開始ページ / Start Page)

59

(終了ページ / End Page)

72

(発行年 / Year)

2012-03-24

〈史料紹介〉

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (110)

テオドシウス法典研究会

(代表 後藤篤子)

- | | | | |
|---|---|----|---|
| 一 | 三二三年(法文①)～⑩(以上『専修法学論集』第五九号「一九九三年九月」) | 八 | 三一九年一月～三二〇年二月(法文⑪⑫～⑬⑭)(以上同五〇号「一九九八年七月」) |
| 二 | 三二四年(法文⑪)～⑫(以上同六〇号「一九九四年三月」) | 九 | 三二〇年二月～三二二年一月(法文⑬⑭～⑮⑯)(以上同五三号「一九九九年七月」) |
| 三 | 三二五年一月～一〇月(法文⑰⑱)～⑲⑳(以上同六一号「一九九四年七月」) | 一〇 | 三二二年二月～八月(法文⑳㉑)～㉒㉓(以上同五六号「二〇〇〇年八月」) |
| 四 | 三二五年十一月～三二六年(法文⑳㉑)～㉒㉓(以上同六三号「一九九五年三月」) | 一一 | 三二二年八月～三二三年四月(法文⑳㉑)～㉒㉓(以上同五八号「二〇〇一年七月」) |
| 五 | 三二七年～三二九年三月(法文㉔㉕)～㉖㉗(以上『立教法学』第四三号「一九九六年二月」) | 一二 | 三二三年五月～三二五年六月(法文㉘㉙)～㉚㉛(以上『法政史学』第五七号「二〇〇二年三月」) |
| 六 | 三二九年四月～七月(法文㉜㉝)～㉞㉟(以上同四五号「一九九六年九月」) | 一三 | 三二五年六月～三二六年三月(法文㉟㊱)～㊲㊳(以上同五九号「二〇〇三年三月」) |
| 七 | 三二九年七月～一〇月(法文㊴㊵)～㊶㊷(以上同四七号「一九九七年七月」) | 一四 | 三二六年三月～七月(法文㊸㊹)～㊺㊻(以上同六二号「二 |

〇〇四年九月)

一五 三二六年八月～三二七年三月(法文²³³)～(235)(以上同

六四号「二〇〇五年九月」)

一六 三二七年四月～三二九年一月(法文²⁵⁴)～(273)(以

上同六六号「二〇〇六年九月」)

一七 三三〇年二月～三三一年八月(法文²⁷⁴)～(291)(以上同

六八号「二〇〇七年九月」)

一八 三三二年一月～三三三年四月(法文²⁹²)～(305)(以

上同七〇号「二〇〇八年九月」)

一九 三三三年五月～三三四年二月(法文³⁰⁶)～(322)(以

上同七二号「二〇〇九年九月」)

二〇 三三五年三月～三三六年一月(法文³²⁴)～(333)(以

上本誌)

(承前)

三三五年

②③ 第一〇卷第一〇章第三法文

同(IIコーンスタンティヌス)帝が地方住民に(宣示

す)。

すべての裁判官が目を光らせ、密告者⁽¹⁾を刑罰に付すことを、我等は命じる。何となれば、誰のものであれ家産のうち不慮の事態に陥るであろうものは、諸々の法律によっても従前の裁判手続によっても、国庫の代訴官⁽³⁾らが活動して請求されるべきことが、最も明白な正義だからである。しかしながら、幾人かの性急な者たちが、法に従って所有されている家産を告発することを止めないので、我等は、自分が損害を受けたと考える者たち全員に、裁判官らの厳格さが密告者に対して剣によって発揮されるよう懇願することを、許すものである。密告者の邪悪さにより不正を被った者以上に、密告者を認識できる者はいないのであるから。コーンスタンティヌスとアルビーヌスがコーンスルの年の三月二二日コーンスタンティノーポリスで付与す。

(1) Gothofredus. ad h. l. によれば、本法文が問題としているのは、法文①(本法典第一〇卷第一〇章第一法文)や法文②③(同第一〇卷第一〇章第二法文)が扱っていると思われる犯罪に関する密告者たち delatores reorum ではなく、顛落財産 bona caduca や相続人曠欠財産 bona vacantia に関する密告者たち delatores rerum である。cf. Jones, *LRE.*, p. 422.

(2) *cadere in casum*. Gothofredus, ad h. l. によれば、*casum cadere*とは *fisco committi*、すなわち、国庫に加えられるという意である。

(3) *fisci advocati*. 国庫の代訴官については、法文④⑦註(2)を参照。なお、法文④⑦・④⑧では「代訴官」の訳をあてたが、役割を明確にするため *fisci* の意味も加えて「国庫の代訴官」と訳すことにする。

(4) *ferro destititiam*. Gothofredus, ad h. l. 1. はこの *ferrum* を *gradii poena* と同義とする。「剣によこつ」という表現が意味するところについては、法文④⑩註(3)を参照。

③²⁴ 第八卷第九章第一法文

コーンスタンティヌス帝がパーカーティアヌスに⁽¹⁾
〈宣示す〉。

書記・書写係やコーンスル先導吏の十人組⁽²⁾に属する身分の者たちは、懇願をして、民事訴訟や〈その訴訟に関わる〉文書の発給において厳粛なる職務を果たすことが認められた。それは、古来守られてきたとおりである。さらに彼らの特権は、州総督下僚らの介入が自由身分訴訟⁽³⁾から完全に遠ざけられることまで及ぶ。従って、州総督らは我等の

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (110) (後藤)

命じたことを遵守すべし。

コーンスタンティウスとアルビーヌスがコーンスルの年の四月一七日コーンスタンティノーポリスで付与す。

(1) *Pacatianus*. 法文⑩註(1)参照。三三二年から三三七年にかけて、副帝コーンスタンティヌス、次いで副帝コーンスタンヌスのもとでイタリヤ道長官を務めたと考えられている。法文⑩⁽¹⁾、⑩⁽²⁾、⑩⁽³⁾の名宛人でもある。cf. *PLRE*. i. p. 656 (L. Papius Pacatianus 2).

(2) *decuriae scribarum libroriorum et licitoriae consularis*. 書記・書写係 *scriba*、*librarius* とコーンスル先導吏 *licior consularis* は、いずれも共和政期から続く政務官の下僚 *apparitor* である。書記・書写係については、財務官の下で国庫 *aerarium* の管理に携わったものが特に知られており、単に書記 *scriba* と略されることもあった。その他にも按察官 *aedilis* や神官団などの下で働いていた書記・書写係が知られている。帝政前期には碑文や文献史料から書記・書写係の活動が知られており、三つの十人組 *decuria* を形成していたとされる。帝政後期にもその名称に変化はなかったものの、その役割は大きく変容していた。書記・書写係は元老院の事務局としての役割を果たしたほか、各州にも人員が配置され、本法典第一四卷第一章の諸法文にも見られるように、州総督の下僚とは区別される特権的な地位にあった。

たと考えられている。詳しくは、Th. Mommsen, *Römisches Staatsrecht*, vol. 1 (Leipzig 1887), pp. 346-356, 368-371; A. H. M. Jones, *Studies in Roman Government and Law* (Oxford 1960), pp. 153-158 を参照。

それに対し、Gothofredus, ad h. l. では書記 *scriba* と書写係 *librarius* の間にコマを打ち、両者を別のものと理解している。Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文^{②③}註(3)所引), s. v. [Scriba] によれば、文書管理や書写のみをおこなう書写係に対し、文書の起草等も行う書記の方がより高い地位にあり、書記 *scriba* が書写係 *librarius* の役割を果たす場合に *scriba librarius* と呼ばれたと云う。

- (3) *militares intercessiones*, Gothofredus, ad h. l. によれば、「介入」と訳した *intercessiones* は、州総督下僚 *rectorum apparitores* による業務遂行 *executiones* のことである。つまり、本法文で問題となっているのは、民事訴訟や文書発給事務を書記・書写係やコンスル先導吏の十人組と州総督下僚のどちらが担当するか、という点だったと考えられる。恐らく、それに伴う手数料収入を両者が争ったものと思われる。国家公務と訳す *militia* については、法文^{②③}註(3) および法文^{②③}註(4) を参照。
- (4) *liberales causae*, 自由身分訴訟については、法文^{②③}註(1) 参照。

②③ 第二二卷第一章第二二法文

同(II)コンスタンティヌス) 帝が道長官フエーリークスに(宣示す)。

アフリカの都市参事会員たちが、自分たちの集団の中で一部の者たちが、神官や祭司^②の榮譽あるいは公職の全ての標章を経た後に、各都市参事会において功績と位階の劣る者たちが果たす習慣となっていた宿駅^③の長になるよう強制されていることに不満を示したので、前述の榮譽によって輝き立つ者は何びとも、先述の責務を強制されないように我等は命じる。我等の判断で不正がなされたと見なされないようにするためである。

コンスタンティヌスとアルビーヌスがコンスルの年の八月四日ウィーミナーキウム^④で付与す。

- (1) Felix, 三三三〜三三六年にアフリカ道長官を務めた。法文^{②③}、②④、②⑤の名宛人と考えられる。cf. *PLRE*, I, pp. 331f. (Felix 2).
- (2) *fannonium et sacerdotium*, Gothofredus, ad h. l. によれば、神官 *flamen* は都市の職務であるのに対し、祭司 *sacerdos* は州会議で皇帝礼拝を担うものだったとされる。なお、帝

政後期のアフリカ諸都市の神官は、都市政務官の階梯の中では概ね二人官と都市監督官の間に位置づけられ、都市参事会員層の中でもその地位は比較的高かった。詳しくは、Lepellety, *Les cités de l'Afrique romaine au Bas-Empire I* (法文③註(2)所引), pp. 165-167を参照。また、州会議には諸都市から代表者が派遣されていた。アフリカ州会議での皇帝礼拝は、当初は神官 *flamen* によって行われていたが、一世紀後半から二世紀前半にかけてのある時期に祭司 *sacerdos* に変化したとされる。都市単位の皇帝礼拝で一般的だった神官 *flamen* に対する優位を明確化するため、あるいはカルターゴにおける他の神々の祭祀との関係、といった理由が想定されている。詳しくは、D. Fishwick, *The Imperial Cult in the Latin West*, vol. 1/2 (Leiden, New York and Köln 1993), pp. 257-268を参照。

(3) *mansio*. 宿駅は、帝国内を公用で旅する者たちのために整備された公共便 *cursus publicus* の仕組みの中で重要な役割を果たした施設である。主要な街道沿いの都市や中継点に設置され、宿泊施設を備えた比較的大規模な施設を *mansio* と、交代用の牛馬を提供するだけの施設を *mutatio* と呼んだ。宿駅の維持・管理は、その宿駅が位置する州の収入によって賄われ、その建設・修理は州総督の責務のひとつであった。その運営は州総督府を退職した元役人によって担われたほか、本法文にあるように、都市参事会によって指名された都市参事会員に委ねられることも多かった。cf. Jones, *LRE*,

pp. 831f.

(4) *Gothofredus, ad h. 1* によれば、コーンスタンティヌス帝は三三五年七月末には即位三〇周年を祝うためにコーンスタンティノポリスに滞在していたはずであり、八月四日にウィーミナーキウムにいたとは考えられないという。また、本法文の名宛人がアフリカ道長官だったと考えられることから、ウィーミナーキウムで「受領」したと修正することも不可能であると指摘している。他方、*Seckl, Regesten*, p. 88は、ウィーミナーキウムという地名は修正していな²⁰。法文③と④からコーンスタンティヌス帝が前年の三三四年夏にドナウ地方を訪れていたことが分かるが、それと関連付けて本法文の年代も三三四年としている。

②③ 第一六卷第八章第五法文

同(=コーンスタンティヌス)帝が道長官フエーリークスに(宣示す)。

前略。ユタヤ教徒らが、ユタヤ教徒からキリスト教徒となった者に対し、その平穩を乱したり、何らかの不正を用いて攻撃したりすることは許されるべきではなく、犯され

た過ちの性質ゆえに、この種の攻撃は罰せられるべし。⁽²⁾ 後略。

一〇月二日にコンスタンティノポリスで付与し、ネポルティアーヌスとファークンドゥスがコンスルの年の五月八日に掲示す。⁽³⁾

(1) Felix 道長官フェーリクスについては、前掲法文⁽²⁾註(1) 参照。

(2) *istiusmodi contumelia punienda*. なお、法文⁽⁴⁾(本法文と同じ第一六卷第八章の第一法文)は、ユダヤ教からキリスト教に改宗した者を「石や他の狂気へにかられた行為」で襲ったユダヤ教徒は、加担者ともども焚刑に処されるべきことを定めている。

(3) DAT. XI KAL. NOV. CONSTANTINOPOL. PRO. POSTA) VIII ID. MAL. NEPOTIANO ET FACVNDIO CONSS. ネポルティアーヌスとファークンドゥスがコンスルの年とは三三六年。この *subscriptio* については、次掲法文⁽²⁾註(2)を参照。

⑳ 第一六卷第九章第一法文

コンスタンティーンヌス帝が道長官フェーリクスに⁽¹⁾

(宣示す)。

ユダヤ教徒の何びとかが、キリスト教徒あるいは何であれ他の宗徒である奴隷を購入し、割礼を施したときは、その者は決して、割礼を施された者を奴隷のままにとどめ置いてはならず、これを耐え忍んだ者は自由の特権を得るべし。後略。

一〇月二日にコンスタンティノポリスで付与し、ネポルティアーヌスとファークンドゥスがコンスルの年の五月八日にカルターゴで掲示す。⁽²⁾

(1) Felix 道長官フェーリクスについては、法文⁽²⁾註(1) 参照。

(2) DAT. XII KAL. NOV. CONSTANTINOPOL. PRO. POSTA) VIII ID. MAL. CARTHAGINE) NEPOTIANO ET FACVNDIO CONSS. 本法文と前掲法文⁽²⁾は、付与月日は一日違うものの、名宛人と掲示年月日が同一である。また、シルモン勅法集 *Constitutiones Symoniacae* の第四法文は、これら二法文と同内容を含む。コンスタンティーンヌス帝が道長官フェーリクスに宛てた勅法である。したがって、本法文と前掲法文⁽²⁾は、元は単一の勅法であったものが、本法典編纂時に別々の章に分割して抄録されたものと考えてよい。なお、*Constitutiones Symoniacae* 第四法文の

Bulletin de la Société française de Numismatique, 27 (1972), pp. 264f. は「至聖なる勅答を通じて位階の頂点に登った *per rescriptum sanctissimum dignitatis culmen ascendit*」の 1 節を、勅答を通じておそらくはクラリッシミー級の位階に登ったのであろうと理解する。Chastagnol のこの解釈に従って、本文文ではさしあたり *dignitas* を「位階」と訳したが、他方 *PLRE*: i. p. 510 (Val. Licinianus Licinius 4) は、勅答を通じて「リキニアースの息子」が嫡出子の地位とされたと理解しており、この解釈に従えば、*dignitas* はクラリッシミー級といったような政治的身分ではなく、嫡出子という社会的身分のことを指すと考えられ、この場合 *dignitas* は「威厳」と訳すべきであろう。なお、本文文および法文 ㉔の法的・政治的背景については、船田『ローマ法』第四卷(法文 ㉔註(2)) 所引、一七三―一七四頁も参照のこと。

㉔ 第一三卷第五章第八法文

同(Ⅱ)コロンスタンティヌス)帝がセウェールスに(Ⅰ)宣示す)。

ヒスパニア諸州の「船主」たちが正規外の務めに充てられたり、どこかに引き留められて遅れを蒙ったりする

ことがあってはならない。そうではなく、「船主」たちは一〇日以内に収税人から、引き渡された税目に関する受領書を受け取り、どこかの島や港や岸や碇泊地に立ち寄ったときには、その受領書を提示して、一切の迷惑を蒙ることがないようにすべきである。

ネポータイアースとファークンドウスがコーンスルの年の五月一九日に付与す。

(1) *Severus*. 法文 ㉔、㉕でヒスパニア諸州の総監セウェールスなる人物が確認されており、Seeck, *Regesten*, p. 184; *PLRE*: i. p. 831 (SEVERVS 4); Barnes, *New Empire*, p. 145 はいずれも、ヒスパニア諸州の「船主」に関する本文の名宛人をこのセウェールスと同定する。

(2) *navicularii*: 「船主」については、法文 ㉔註(2) 参照。

(3) *extraordinaria officia*. *Gothofredus*, ad h. l. は、法文 ㉔の *extraordinarium onus* や、法文 ㉔の *aliud munus* との関連を指摘する。法文 ㉔註(3) も参照。

(4) *suscceptor*: 取税人については、法文 ㉔とその註(2)、法文 ㉔註(2) 参照。

(5) *insulae portus* *hora* *stationes*, *statio* という語は、公共便の宿駅のほか、河川・海の碇泊地や、同郷の商人たちの集会所なども意味する多義語である。*Gothofredus*, ad h. l.:

Berger. *Encyclopedic Dictionary* (法文^㉔註(3)所引), s. v. [Navi]um]. [Statio] Heumann/ Seckel, s. v. [Statio] そのため、本文における stationes を「直前の「島や港や岸」と並ぶ同格表現と理解して、「島や港や岸」といった宿駅」と訳出することも文法的に可能である。実際、四一〇年に出された第七卷第一十六章第二法文中の港湾を列挙する箇所でも、statio を同格として理解する余地があるように見える。

①か① J. Rougé. *Recherches sur l'organisation du commerce maritime en Méditerranée sous l'Empire Romain* (Paris, 1966), pp. 117f.; idem. Ports et escalas dans l'empire tardif, in: *La navigazione mediterranea nell'Alto Medioevo: 14-20 aprile 1977*, vol. I (Spoleto, 1978) [Settimane di studio del Centro Italiano di studi sull'Alto Medioevo 25], pp. 70f. が指摘しているように、セルウィウスによる「アエネーイス註解」^㉔ 23 および X 297、ヒスパリスのイーシドールズ『語源論』^㉔ XIV 8, 39f. は portus と statio の違いを説明している。その中で、portus が冬季の嵐を避けるための大規模な施設を擁する港を意味するのに対し、statio はどういった防衛施設を欠く一時的な寄港地を指し示すと説明されている。

したがって、本文の翻訳においては上述のような古典史料の語義解釈を尊重して、小規模の港湾という意味での「碇泊地」と訳出した。

(6) 写本上は三三六年のコンスル年を示す点で一致して

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (二〇) (後藤)

おり、Seck. *Regesten*, p. 184 および Barnes, *New Empire*, p. 145 は本文の付与年を写本どおりに理解する。しかし、PLRE, i, p. 831 (SEVERUS A) は次のような考えから、写本上の裏付けがないにもかかわらず、本文の付与年を三三五年に変更している。

すなわち、註(1)で見たように本文の名宛人セウエールスはヒスパニア諸州の総監と考えられるが、このヒスパニア諸州の総監とは諸州を統轄する管区の長であり、管区代官に相当する官職である。しかるに、三三五年七月一日に付与された法文^㉔では名宛人としてヒスパニア諸州の管区代官ティベリアヌスが確認されており、その職掌から考えて、このティベリアヌスはセウエールの後任と考えられる。ゆえに、管区を担当する官職者の交代を整合的なものとするために、本文の付与年を一年前にずらす、というものである。

なお、法文^㉔の subscriptio と付与年の問題については法文^㉔註(4)を参照。

㉔ 第三卷第五章第六法文

(同「ニコニスタンテイーヌス」帝がヒスパニア諸州の管区代官ティベリアヌスに) (宣示す)。

我等は以下のように定める。婚約者(男)から婚約者(女)に物が贈与され、くちづけが交わされたが、婚姻前に彼または彼女が死亡するに至ったときは、贈与された物の半分は生き残った者に帰属し、他の半分は、いかなる親等であれ、またいかなる権利に基づいて相続するのであれ、亡くなった男あるいは女の相続人に帰属するものとする。その結果、贈与は半分については有効で、半分については撤回されたものとみられる。⁽³⁾しかし、くちづけが交わされなかった場合は、婚約者(男)が亡くなったのであれ婚約者(女)が亡くなったのであれ、贈与全体が無効とされ、贈与者たる婚約者(男)ないし彼の相続人に返還されるものとする。

(1) しかしもし、まれなことではあるが、婚約者(女)が婚約の名目で何かを婚約者(男)に与え、彼または彼女が婚姻前に死亡するに至ったときは、くちづけが交わされていないというまいと贈与全体が無効とされ、贈与された物の所有権は贈与者たる婚約者(女)ないし彼女の承継人に移転させられるべきである。

七月一五日コンスタンティノポリスで付与し、ネポルティアーヌスとファークンドウスがコンンスルの年の四月一八日ヒスパリスで受領す。⁽⁴⁾

(1) *Iberianus*, 法文⁽²⁾註(1)、法文⁽²⁾註(6)を参照。

(2) *interveniente oscula*. このくちづけ *osculum* は、婚約式の場で証人たちの面前で交わされ、正式な婚約の締結を明確にし婚約の合意をいっそう強化するものとして、婚約式の一部として一般的に行われるものであったと考えられる。

Cf. J. Evans Grubbs, *Law and Family in Late Antiquity* (法文⁽²⁾註(7) 所引), p. 171; S. Treggiari, *Roman Marriage* (法文⁽²⁾註(2) 所引), p. 151. なお、*Gothofredus ad. h. l.* は、くち

づけはキリスト教徒の間であいさつや祈りの際に交わされ、ローマ人やキリスト教徒の間では婚約の際にも交わされていたとして、くちづけの有無によって婚約者(男)からの贈与の効力を区別する本法はキリスト教徒の慣行に由来すると解するが、S. Treggiari, *op. cit.*, p. 132 は、婚約式におけるくちづけは東部やキリスト教の慣行というよりも非キリスト教的なローマの習慣に由来するとする説を支持しており、Evans Grubbs, *op. cit.*, p. 178 も、その起源はキリスト教以前のローマ人の中に見い出されるとしている。

(3) 本勅法は、贈与後に婚約者の一方が死亡した場合に関して、以下の二点において本法典第三卷第五章第二法文(法文⁽¹⁾)の内容を変更している。第一に、法文⁽¹⁾では婚約者の一方が死亡した場合には贈与は無効とされ、贈与者ないしその相続人への贈与全体の返還が認められていた(法文⁽¹⁾第(3)節参照)のに対し、本勅法は、婚約者(男)から婚

約者（女）に贈与がなされた場合で、しかもくちづけが交わされている場合には、婚約者（男）ないしその相続人への贈与の返還は半分しか認められないとした。第二に、法文^⑩では贈与の返還を受けうる相続人の親等が「父親」「母親」「以前の結婚からの子どもたちがいればその子供たち」の範囲に限定されていた（法文^⑩第4節参照）のに対し、本勅法は、「いかなる親等であれ」としてその限定を廃止した。

(4) Mommsen, Vol. I/1, p. CCXXIIIは、*subscriptio* における本勅法の付与日と受領日に疑問符を付し、付与年についてはコーンスル年をもとに三三六年と解している。これに対し、*Seeck, Regesten*, p. 183; *PLRE*, i, p. 911 (C. Annius Tibertianus 4) は、おそらくは、受領年月日を *subscriptio* 通り三三六年四月一八日とし、七月一五日という付与日はその前年のものであると考えて、本勅法は三三五年に付与されたと解する。なお、*Barnes, New Empire*, p. 145, n. 17 は、三三三年から三三六年まではセウエールス（法文^⑩註(1)・(6)参照）がヒスパニア諸州の総監を務めており、三三七年と三四〇年にヒスパニア管区を統轄していた官職者は総監であったとして、管区代官ティベリアヌスに宛てられた本文は三三二年七月に付与されたものと想定するが、*Evans Grubbs, op. cit.*, p. 170, n. 100 はそのような想定は不要であるとして、*Seeck* や *PLRE* と同様に三三五年を付与年としている。

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (二〇) (後藤)

⑩ 第四卷第六章第三法文

同 (IIコーンスタンティヌス) 帝がグレーゴリウスに
(宣示す)。

もしも、元老院議員もしくはペルフェクティッシミー級の者、または、諸都市において二人官職や五年(毎の二人)官職^②もしくは神官や州の祭司の榮譽が称揚する者が、以下のような女からもうけた子を、自らの意思または我等の勅答に基づく特典により、嫡出子として持つことを望むならば、この者たちは不名誉の恥辱を蒙り、ローマ法上の外人身分とされるのが至当である。すなわち、奴隷女または奴隷女の娘、解放奴隷女または解放奴隷女の娘―ローマ市民身分となったにせよラテン人身分となったにせよ、女優または女優の娘、酒樓の女主人または酒樓の主人の娘、身分の低い女または品位のない女、女衛または闘技にたずさわる者の娘、露店を営む女、このような女からもうけた子である。したがって、そのような子らに父が何かを贈ったならば、父がその子らを嫡子と呼ぼうが実子と呼ぼうが、すべてのものが(そのような子らから)取りあげられて、(父の)嫡出子、兄弟姉妹、または父母に戻されるようにすること。他方、そのような妻に何かが、いずれかの方法

によつて与えられても、または購入によつて譲渡されても、それもまた（彼女から）取りあげられて、戻されることを我等は命じる。また、もしも、我等が命じるところの者たちに戻されるべき何かが、または国庫に戻されるべき何かが、（妻たちにより）争われたり、預けられたものと主張されたりするならば、節度のない男たちの魂をその蠱惑により毒した女たちは、拷問にかけられることを我等は命じる。したがつて、父と呼ばれる者自身、その他の者、または代理人によつて贈られたり、父と呼ばれる者、またはその他の者から購入されたり、その者らの名義で買い集められたりしたものは、ただちに取りあげられて、我等が命じるところの者たちに戻されるか、〈該当者が〉存在しないならば、国庫の所有に帰せられること。ただし、〈該当者が〉存在し、その場にいるにもかかわらず、約定または宣誓に縛られている身であるがゆえに訴えることを望まないのであれば、国庫がすべてを遅延なく奪取する。〈該当者であるにもかかわらず〉黙して語らぬ者たちには、国庫に対する抗弁のために二ヶ月の期間が画されるべし。〈該当者が〉その期間内に、取り戻さなかつたり、取り戻すために州総督に請願しなかつたりしたならば、四倍額の罰金〈を科す」という条件〉のもと、厳しい審問を通じて、贈られたも

のや預けられたものを徹底調査したうえで、不純な気前のよさがそのような子や妻に与えたものすべてを我等の国庫が奪取する。なお、逃亡の末に逮捕されたりキンニアースの息子は、足枷に繋がれて、カルターゴの織物工房での奴役の刑に処されること。

ネポータイアヌスとファークンドゥスがコーンスルの年の七月二日カルターゴで朗読す⁴。

(1) Gregorius *PLRE*. i. p. 403 (Gregorius 3) は、本法文がカルターゴで読み上げられていること、Optatus. III. 3 が反ドナートゥス派教会策をとった praefectus として Gregorius の名を伝えていること等から、三三二六～三三七年に在アフリカの道長官であったとする。

(2) quinquennialis 法文^⑧註(3)参照。なお、法文^⑧では「五年祭担当政務官」と訳したが、その職掌には五年毎の記念祭執行の他にも種々の役務が含まれるため、「五年（毎の二人）官職」と訳し直した。

(3) Hannonium vel sacerdotium provinciae. 法文^⑧註(2)参照。

(4) 似た内容の法文が同じカルターゴの地で別々の日に、すなわち四月二十九日(法文^⑧)と七月二一日(本法文)に読み上げられた背景として、Chastagnol, Propos sur

Licinius le jeune (法文^②註(1)所引) pp. 264f. は、法文^②でリキニアヌスの息子の資産を国庫に没収し、出生の本来の地位である奴隷身分に戻すことが定められたが、その直後のリキニアヌスの息子の逃亡・逮捕をうけて、さらに本法文で彼にカルターゴの織物工房での奴役の刑を科すことが定められたと推測している。

③② 第二二巻第一章第二二法文

同(Ⅱコーンスタンティーヌス)帝が道長官エウアグリウスに(宣示す)。

都市参事会員や都市参事会員の息子および彼らの子孫たちが様々な国家公務^{ミリアリア⁽²⁾}に逃げ込んでいるので、彼らがいかなる部局で国家公務を果たしているようにも、その国家公務から外されて、都市参事会に復されるよう我等は命ずる。ただし、我等が宮廷の部局に既に所属している者たちは除外される。

ネポルティアーヌスとファークンドウスがコーンスルの年の八月二二日コーンスタンティーノポリスで付与す。

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (二〇) (後藤)

- (1) Evagrius. 彼の道長官職をめぐる議論については法文^④註(1)を参照。本法文はエウアグリウスが三三六年に道長官であったことを示す唯一の史料である。PLRE. I. pp. 284f. (Evagrius 2) は、コーンスタンティーヌス帝つきの道長官であったらうと推測する。なお、これまでに法文^⑤、^④、^④、^④、^④、^④、^④の名宛人として登場している。
- (2) militia. 国家公務については、法文^②註(3) および法文^②註(4)を参照。

(3) 宮廷官吏となった都市参事会員が都市参事会に戻されるという措置については、法文^④も参照。なお、宮廷官吏の特権的地位については、法文^⑧、^③、^③、^③、^③を参照。

③③ 第一一巻第一章第三法文

同(Ⅱコーンスタンティーヌス)帝が道長官グレーゴリウスに(宣示す)。

すべての州総督^{ユビリタール⁽¹⁾}は自身の手で、自己の危険において、課税通告により納められる現物税の品々^②の他について、分量を定め種類を含めた納税額割当^③を作成して明記すべし。これを遵守することには、以下のような利点があるであろう。すなわち、彼ら(の職位)が引き継がれた後も、微

税吏⁽⁴⁾らが州民の財産から、然るべき範囲を越えて何かを取り立てようと欲したかどうか、容易に調べられるという利点である。

ネポータイアヌスとファークンドウスがコーンスルの年の一〇月九日に付与す。

(1) Gregorius. 法文⁽⁴⁾註(1) 参照。

(2) *annonarias species et cetera quae indicione penduntur.* 帝政後期の現物税(小麦・大麦・ワイン・オリブ油・豚肉等)は基本的に、軍隊や政府官吏への現物支給による給与支払いを賄うためのもので(法文⁽⁴⁾註(2)も参照)、道長官の官房が一年ごとに管轄領域内における必要量を推計して税率を確定し、課税通告*indicio*を作成して管轄下の各州に送付した。しかし、正確な算定は困難で、しばしば追加課税*superindicta*や臨時の負担*extraordinaria munera*の賦課が必要となった。cf. Gothofredus, *Paratitlon ad Lib. XI Cod. Theod.* Tit. I; Jones, *LRE.*, pp. 448-452.

(3) *adscripio*. Heumann/ Seckel, s. v. [*adscripio*]によれば、「課税台帳への登録」や「税の割当」を意味する単語で、たとえば本論文と同じく本法典第一卷第一章に収録されている第二六法文(三九九年)では前者の意味、すなわちコーヌスの課税台帳への登録の意味で用いられている。これに対し本論文においては、Gothofredus, *loc. cit.* ad h. l.

が言うように、前註(2)で述べた課税通告*indicio*が道長官庁から送付されてきた後に行われる、州内での具体的な納税負担の割当を意味していると思われる。本法典第一卷第一六章第四法文(法文⁽⁴⁾)は、臨時の負担の賦課*extraordinarium munus distributio*に関するものではあるが、本論文と同様に、州総督自身がこれを行い「自らの手で詳細に書き留め」ることを命じており、負担割当の原則にも言及しているので、本論文を理解する上でも参考になる。なお、本法典第一卷第一六章第三法文(法文⁽⁴⁾)では*adscripio*を「登録」と訳出したが、同法文末尾でも「総督の判断と手配によって」各都市の*adscripio*がなされるべきことが定められており、法文⁽⁴⁾における*adscripio*も「税や負担の割当」の意味で取るべきと思われる。

また、*adscripio*には字義「書き足し」から派生した「署名」の意味もあり、本法典第一卷第一六章第二法文(法文⁽⁴⁾)では「署名」と訳出した。

(4) *exactores*. 法文⁽⁴⁾註(4) および法文⁽⁴⁾註(6)を参照。

(未完)

(附記) 今回の担当者は、大清水裕、後藤篤子、芹澤悟、田中創、樋脇博敏である。